

### 第3回レベルアップゼミテーマ

#### 【民事保全①】

AはBから頼まれ、平成22年1月末日限り一括返済するという約束で金1千万円を貸し渡した。しかし、返済期日到来後も、BはAからの再三にわたる督促にもかかわらずいっこうに返済をせず、平成23年7月5日に死亡してしまった。

- (問1) B死亡後、AはBが居住していた土地・建物がどうなっているのか調査したところ、B名義のままであることが判明した。Aは、B名義のままとなっている土地・建物から、Bに貸し渡した1千万円を回収したいと考え、仮差押えの手続をとることとした。どのような手続きが必要になるか。また、どのような書類が必要か。
- (問2) B死亡後、AはBが居住していた土地・建物がどうなっているのか調査したところ、平成23年7月5日付相続を原因として、不動産の所有権が既に長男Dの単独名義となっていることが判明した。この場合には、どのような書類が必要になるか(なお、Bの相続人は妻C、長男D、次男Eの3人であり、3人とも相続放棄をしていないものとする)。

#### 【民事保全②】

AはBから頼まれ、平成22年1月末日限り一括返済するという約束で金1千万円を貸し渡した。しかし、返済期日到来後も、BはAからの再三にわたる督促にもかかわらずいっこうに返済をしない。そこで、Bに対して貸金返還請求訴訟を提起するとともに、貸金返還請求権を保全しておくため不動産の仮差押えの申立てをしようと思い、Bの自宅不動産を調査したところ、土地・建物とも十数年前に死亡したBの父Fの名義のままとなっていることが判明した。

- (問) 不動産仮差押えは可能か。可能とすればどのような書類が必要になるか。

#### 【担保取消】

Aは、Bに対する貸金1千万円の貸金返還請求権を被保全権利としてB所有不動産に対して仮差押えの申立てを行い、認容された。その後、Bを被告として貸金返還請求訴訟(本案訴訟)を提起した。

- (問1) 本案訴訟においてAの全面勝訴判決が言い渡され、同判決は確定したので、Aは提供した仮差押保証金を取り戻したいと考えている。どのような手続をすればよいか。また、B所有不動産に設定されている仮差押登記はそのままにしておいてもよいか。
- (問2) 上記のケースで、Bとの間で訴訟上の和解が成立し、担保取消についてBの同意を得た場合にはどのような手続をすればよいか。
- (問3) 上記のケースで、Aの請求のうち600万円が判決で認容され、A・B双方が控訴することなく確定した。この場合にはどのような手続をすればよいか。